

2023年9月吉日

お客さま各位

大山日ノ丸証券株式会社

「インボイス制度（適格請求書等保存方式）」 開始に伴う対応のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2023年10月1日から、消費税の仕入れ税額控除の方式として、インボイス制度が開始されます。お客さまが有価証券の売買、その他の取引等において消費税を負担し、かつ、消費税の課税事業者である場合、消費税の仕入れ税額控除を受けるためには、証券会社が発行したインボイスの保存が必要になります。

これに伴い、大山日ノ丸証券では以下の通り対応いたします。

- 2023年10月1日以降、原則として、すべての法人のお客さまに取引の都度、インボイス（適格請求書）を発行し、お送りします。
- 大山日ノ丸証券では、適格請求書発行事業者の登録を受けましたので、登録番号をお知らせいたします。

適格請求書発行事業者登録番号 : T1-2700-0100-0442

- インボイス制度については以下をご参照ください。

国税庁ホームページ 「特集 インボイス制度」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

- 当社が発行するインボイスが、仕入れ税額控除に使用できるかは、お客様の事業や消費税額の計算方式等によりますので税理士へお問い合わせください。

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

敬具